

社債の期限の利益喪失に関するお知らせ

当社が発行している下記の各社債は、以下のとおり、各社債要項に基づき、期限の利益を喪失し、平成29年6月26日に償還期日が到来いたしましたので、お知らせいたします。

1. 期限の利益の喪失に至った経緯

当社は、本日付「民事再生手続開始の申立て等に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、本日付で東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行いました。これに伴い、下記「2. 対象となる社債」記載の各社債は、各社債要項の規定に従い、期限の利益を喪失することになりました。

2. 対象となる社債

第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（平成22年12月15日発行）

第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（平成24年3月6日発行）

第3回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
（平成26年3月27日発行）

3. 今後の見通し

今後は、東京地方裁判所及び同裁判所から監督委員に選任された宮川勝之弁護士の監督の下、キー・セイフティー・システムズ社（以下「KSS」）又はKSS関連会社に対する事業譲渡等を実施し、KSSの支援を受けつつ、グループ全体の事業の再生に向けて全力で取り組む所存です。

【お問い合わせ先】 タカタ株式会社コールセンター
（TEL）0120-868-665
受付時間：月～金 午前9:00～午後5:00